

川 聯

No.126

「確定申告」 新春 特集 号

令和5年2月1日

若松税務署管内税務推進協議会会報

兼 集 行 編 發

北九州市若松区白山1丁目9-4

竹内 清二

(761)4125



小石観音

一名畑観音ともいわれるのは、小石と畑地区の境あたりに位置するからであろう。

安産の祈願に詣る婦人が春秋は特別に多くみられる。坂道の中ごろにあつて、後にこんもり森をひかえ、あまり広くはない境内はこじんまりと静かだ。

おそ出の蝉の声が静寂さを一そう引立てるように聞こえてくる。

絵・文 片山 正信氏

(昭和53年4月20日発行)

版画若松百景より)

遠岡水芦中若若若	税理士会若松支部
賀垣卷屋中間松松	(公社)若松貯連合会
町町町町	若松青色申告会
商商商商	若松税務相談会
工工工工	若松商工協議所
会会会会	

初春のご挨拶



若松税務署長
萩原 広作

年が明け、早いもので一カ月が経ちました。若松税務署管内税務推進協議会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新春をお迎えのことと心からお慶び申し上げます。

また、旧年中は税務行政に対しまして、深いご理解と格別のご支援等を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和四年分の確定申告の時期を迎え、本年も新型コロナウイルス感染症の感染防止に配慮した確定申告会場の運営を行ってまいります。

昨年同様、三密回避を図る観点から、ソーシャルディスタンスを確保した会場レイアウトの設営や、特定の日・時間帯に来場者が集中しないようにするため、確定申告会場への入場に当たっては当日整理券方式及びLINEアプリを使った整理券の事前発行を行います。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防ぐため、デジタル化の重要性が一層深まっており、確定申告に当たってはスマートフォン等を利用したマイナンバーカード方式やID・パスワード方式による自宅型e-Taxの更なる利用拡大を推進しております。

確定申告会場の運営に当たり、皆様にはご不便等お掛けいたしますが、これらの取組は来場者の混雑緩和を図るための重要な施策ですので、ご協力をお願いします。

最後になりましたが、新型コロナウイルスがいち早く終息することをお祈るとともに、会員の皆様にとつて心身共に健康で幸多き年となりますよう心から祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。



若松税務推進協議会会長
竹内 清二

令和五年の年頭に当たり、税務推進協議会の会員の皆様にご祝詞を申し上げます。

若松税務推進協議会の会員の皆様におかれましては、お健やかに新年をお迎えのことと心よりお慶び申し上げます。

さて、昨年も新型コロナウイルスの影響が続き、私たちの仕事や生活もなかなかコロナ前には戻れない状況にあります。ただ、ワクチン接種もオミクロン株対応のものが開発され、高齢者はすでに五回目の接種をされた方も多数いらっしゃいます。これから先はウィズコロナとしての生活様式になって、少しずつ以前の生活に戻していくことに期待したいと思っております。

税務推進協議会の活動も、ここ数年、様々なイベントが中止や縮小となっており、税に関する作文や書道展はもちろん、昨年は3年ぶりに税の無料相談会を中間市において実施することができましたことは、若松税務署をはじめ関係者の皆様を中心に感謝申し上げます。

国内の明るい話題として、サッカーワールドカップカタール大会での日本代表の大活躍は記憶に新しく、国内の経済効果が163億円にも上るとも試算されております。また、日本人サポーターの観戦後のゴミ拾いが海外メディアで大きく取り上げられた事も同じ日本人として誇りに思われたのではないかと思います。

一方、昨年2月にロシアによるウクライナ侵攻があり、未だに終息の兆しが見えない状況にあり、その影響で小麦粉などの食品、石油や天然ガスなどの高騰で全体的に物価が上がり、加えて円安がそれに拍車をかけている状況にあります。物価高はしばらく続くと思われていますので、国内での景気回復の支障となりそうです。

さて、いよいよ本年十月より「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」が施行されます。事業者の皆様方にとって、たいへん影響がある制度でございます。登録申請や制度の詳しい内容などは国税庁ホームページを参照していただきまして、ご理解、ご協力の程よろしくお願致します。

最後になりましたが、本年が会員の皆様にとりまして、より良い年であることを祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。





若松税務署からのお知らせ

令和4年分の確定申告会場について

- 会場** ① 若松税務署（若松区本町1丁目14番12号 若松港湾合同庁舎）
 ※ 駐車場が狭あいですので、公共交通機関又は周辺の有料駐車場をご利用ください。
- ② AIM（小倉北区浅野3丁目8番1号 アジア太平洋インポートマートビル3階）
- 期間** ① 令和5年2月1日（水）から3月15日（水）
 ※ 土曜日、日曜日及び祝日は休みとなります。
- ② 令和5年2月19日（日）、2月26日（日）
- 受付** ①、② 午前9時から午後4時まで

◆ 会場への入場には「入場整理券」が必要です。

- ▶ LINE アプリを使用すれば事前発行ができます。
是非ご利用ください
- 

 国税庁 LINE 公式アカウント
- ▶ 当日発行券の場合は、配付状況に応じて、すぐにご案内できない場合や、早めに受付を終了し、後日の来場をお願いする場合があります。

◆ 確定申告会場では、スマートフォンをお持ちの方は、原則、ご自身のスマートフォンにより、ご自身で申告書の作成を行っていただきます。

- ▶ マイナンバーカードをお持ちください
 その際、暗証番号（署名用：英数字6～16桁、利用者証明用：数字4桁）が必要となります。

◆ 3月以降は大変込み合いますので、お早めの来場をお願いします。



納税は、便利な口座振替をご利用ください！

令和4年分確定申告の納付期限と口座振替日は、次のとおりです。

申告所得税及び復興特別所得税：令和5年3月15日（水）⇒ 振替日4月24日（月）

消費税及び地方消費税：令和5年3月31日（金）⇒ 振替日4月27日（木）

贈与税：令和5年3月15日（水）口座振替はご利用できません。

- ・ 預貯金口座からの自動引落としにより納付する方法です。
- ・ 初回のみ振替依頼書の提出が必要です。※個人の方は e-Tax による提出が可能です。

【インボイス制度の負担軽減措置】

令和4年12月16日に与党より令和5年度税制改正大綱が決定・公表されました。
この大綱には令和5年10月1日より開始する消費税のインボイス制度について、小規模事業者に対する負担軽減措置や一定規模以下の事業者に対する事務負担の軽減措置の導入などが盛り込まれています。詳しくは税理士にご相談ください。



(五十音順)

税理士会若松支部

氏名	事務所所在地	電話	氏名	事務所所在地	電話
穴井 秀幸	遠賀郡岡垣町中央台1丁目11番9号	283-2445	高瀬 浩司	遠賀郡岡垣町公園通り1丁目10番15号	282-1675
井浦 幹夫	中間市東中間1丁目7番3号	243-1188	田口 和博	北九州市若松区小敷ひびきの3丁目5番1号	741-5775
石田 光明	遠賀郡岡垣町戸切1387	281-5005	田口 真崇	小敷ひびきの3丁目5番1号 田口和博税理士事務所	741-5775
石田 義英	中間市中央2丁目5番23号	245-6748	竹内 清二	白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
伊藤 道夫	〃 弥生1丁目14番43号	245-4372	藤堂 信司	中間市小田ヶ浦1丁目1番17号	090 8625-7000
猪原 清典	北九州市若松区青葉台西3丁目22番5号	742-2910	時永 昌和	北九州市若松区白山1丁目18番6号 アビビル2F	751-0030
宇野 耕一	遠賀郡水巻町緑ヶ丘2丁目4番6号	201-1671	中尾 寿子	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号	282-2825
大津 康裕	北九州市若松区東二島5丁目14番69号	980-4425	中村 悦郎	北九州市若松区白山1丁目7番3号	771-4355
大塚 克己	中間市中間1丁目8番1号-202号	050 5211-7461	中村 誠	〃 東二島5丁目9番22-207号	791-6877
大庭 祥功	北九州市若松区本町3丁目2番23号 平島靖元税理士事務所	751-3021	中村 淑恵	〃 白山1丁目9番4号 税理士法人 竹内会計	761-4125
岡部 勝成	〃 大字大鳥居425	741-4403	西澤 勉	遠賀郡岡垣町東山田1丁目10番40号	282-5792
小野 益博	〃 片山1丁目6-1-102号	791-7005	西田 均	〃 水巻町宮尾台5番12号	980-2190
片山 和博	遠賀郡水巻町梅ノ木団地41番17号 K&Kビル2F	203-3001	西原 正司	中間市鍋山町5番20号	244-1020
加藤 博道	〃 遠賀町大字別府3178番地3	701-4180	仁部 義宏	〃 岩瀬1丁目8番1号 東海倶楽部I-203号	246-1703
木村 博俊	〃 岡垣町旭台3丁目11番4号	283-0380	能美 雅昭	北九州市若松区中川町3番25号	751-0705
工藤 泰則	中間市中間3丁目18番5号	246-1685	野上 浄治	遠賀郡岡垣町野間2丁目2番4号	553-0290
久保田浩一	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	野末 昌資	〃 旭南17番6号	283-4027
倉地 和敏	〃 南高陽6番12号	282-2496	濱崎 恭	北九州市若松区本町3丁目11番1号 ペイサイドプラザ若松本館4F	761-6993
古後 和弘	北九州市若松区鴨生田3丁目14番5号	791-5881	原 和枝	遠賀郡水巻町頃末南2丁目4番16号	201-6461
小竹エリナ	〃 ひびきの1番8号-3階 アネーラ税理士法人	616-8218	樋口 之春	北九州市若松区高須東4丁目6番22号	741-5556
小林 香織	遠賀郡岡垣町東山田1丁目1番14-201号 中尾寿子税理士事務所	282-2825	久野 靖典	中間市桜台2丁目14番5号	244-5608
近藤 邦雄	〃 水巻町頃末南3丁目19番25号	201-5591	平島 靖元	北九州市若松区本町3丁目2番23号	751-3021
坂口 充笑	中間市大字下大隈1703番地	244-4451	深田 満子	遠賀郡岡垣町大字高倉575番地	283-2345
坂口 誠一	北九州市若松区用匂町30番6号	701-3078	藤本 泰秀	北九州市若松区青葉台東1丁目7番24号	741-4894
坂根 洋輔	〃 本町3丁目11番1号 ペイサイドプラザ若松本館4F 濱崎恭税理士事務所	761-6993	古津 剛	遠賀郡遠賀町松の本5丁目10番18号	293-3945
澤田 一弘	〃 青葉台西5丁目17番2号	555-1894	堀江 祐治	北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号	741-2765
塩野谷直紀	遠賀郡岡垣町大字内浦150番地1	482-8277	松木摩耶子	〃 ひびきの1番8号-3階 アネーラ税理士法人	616-8218
柴田 拓保	北九州市若松区本町1丁目9番8号 プレステージ本町301号	090 2732-6266	松田 剛和	遠賀郡遠賀町旧停1丁目4番7号	291-5601
城野 博美	遠賀郡遠賀町芙蓉2丁目6番11号	293-7137	武藤 淳	中間市東中間2丁目19番28号 アネーラ税理士法人 中間事務所	245-1600
白石 哲則	〃 大字上別府594番地	293-9278	森岡 政志	遠賀郡岡垣町旭南16番13号	090 9656-0750
鈴木 良樹	中間市土手ノ内3丁目35-27	980-1135	山根 慎一	〃 水巻町中央9-26-2F	863-0175
副田 義男	北九州市若松区二島6丁目4番55号 第5竹ビル3階	701-3567	吉田 秀樹	中間市鍋山町16番1号	245-5857
高司 靖	中間市岩瀬西町4番39号	245-5491			

税理士法人

名称	事務所所在地	電話
アネーラ税理士法人	北九州市若松区ひびきの1番8号 北九州学術研究都市事業化支援センター3階	616-8218
アネーラ税理士法人 中間事務所	中間市東中間2丁目19番28号	245-1600
税理士法人 竹内会計	北九州市若松区白山1丁目9番4号	761-4125

**税務
相談所**

税務相談所は

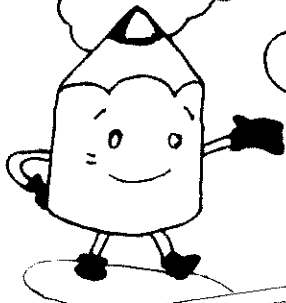
税のアドバイザーです!

帳簿のつけ方が
わからない

忙しくて
人手が足りない

税務署に行くのが
苦手だ

こんな時に
ご利用下さい。



案ずるよりは まず相談

税務相談所とは……

- ① 税務の指導相談
- ② 記帳の指導
- ③ 記帳の代行
- ④ 各種税務の申告書の作成
- ⑤ 税務調査の立合

詳しくお知り
になりたい方は、
(下記の)
各税務相談所へ



会費等について

- ① 記帳指導料……ご自分で記帳整理できる方
- ② 記帳代行料……記帳整理を依頼したい方
- ③ 各種手数料……実費程度

但し現金出納帳はご自分で記帳して下さい

〔若松税務署管内の税務相談所〕

若松税務相談所 若松区本町三丁目11-1
ペイサイドプラザ若松本館4F
(電話) 771-3726

中間税務相談所 中間市長津一丁目7-1
中間商工会議所内
(電話) 245-1081

芦屋税務相談所 遠賀郡芦屋町中の浜9-52
芦屋町商工会内
(電話) 222-2111

水巻税務相談所 遠賀郡水巻町頃末北一丁目9-7
水巻町商工会内
(電話) 201-7551

遠賀税務相談所 遠賀郡遠賀町遠賀川二丁目6-18
遠賀町商工会内
(電話) 293-0165

岡垣税務相談所 遠賀郡岡垣町海老津駅前9-36
岡垣町商工会内
(電話) 282-0294

県税だより

県税Q&A ～自動車税(種別割)編～

おしえて

Q 去年、車を買ったときに前の車を下取りに出したのに、前の車の納税通知書が来ました。どうしてですか？

A 自動車税(種別割)は4月1日現在の自動車の所有者に課税されます。質問のケースでは、3月31日の時点で前の車の廃車(抹消登録)又は名義変更(移転登録)の手続きが行われていないことが考えられますので、下取りに出したところに確認してください。

Q グリーン化税制で自動車税(種別割)が軽減される車を購入しましたが、軽減を受けるには何か手続きが必要なのですか？

A グリーン化税制の軽減を受けるに当たって特別な手続きは必要ありません。自動車税(種別割)の納税通知書をお送りするときは、既に軽減(減額)した税額で送付しています。

こんなときは必ず運輸支局または自動車検査登録事務所で手続きを！

(1) 自動車を手放す場合・譲り受ける場合

自動車を譲渡したり下取りに出したりするとき、または自動車を友人や知人から譲り受けるときは、必ず移転又は抹消登録の手続きをしましょう。登録がそのままだと、前の所有者に自動車税(種別割)がかかります。

(2) 壊れて動かなくなった自動車をもっている場合

一日も早く抹消登録の手続きをしましょう。手続きをすれば、翌月から3月までの月割の税額が減額されます。手続きを行わなければ、いつまでも自動車税(種別割)がかかります。車検切れで使用しなくなったときや、解体したときも同じです。

(3) 引越しをする場合

必ず住所変更の手続きをしましょう。
住民票を移しても、納税通知書は運輸支局に登録されている住所に送られます。

お問合せ先

福岡県北九州西県税事務所 自動車税係

TEL 093 (662) 9312

市町村税だより

住民税の申告を、お忘れなく！

令和四年一月一日～十二月三十一日に所得があった方は、原則として住民税の申告が必要です。

北九州市、中間市、遠賀郡各町では、次のとおり、住民税の申告を受け付けます。

〔申告期間〕

・市町によって申告期間が異なります。若松税務署の確定申告期間とも異なりますので、お住まいの市町にご確認ください。

〔申告場所・申告方法〕

・お住まいの市町にご確認ください(なお、新型コロナウイルス感染防止のため、郵送での申告や、オンライン申告を実施している市町もあります)。

〔申告が不要な方〕

・確定申告を行った方
・収入が給与又は公的年金のみの方(但し、給与の支払先が複数ある場合や、住民税で各種控除の適用を希望する場合等、申告が必要な場合があります)
・前年中に所得がない方(但し、所得の証明が必要な方は申告が必要です)

〔申告に必要なもの〕

- ① マイナンバーカード又はマイナンバーが分かる書類(通知カード等)と本人確認書類(運転免許証等の写真付公的身分証明書等)
 - ② 所得を証明できる書類や帳簿等(源泉徴収票等)
 - ③ 国民健康保険料等の領収書又は社会保険料控除証明書
 - ④ 生命保険料等の控除証明書
 - ⑤ 医療費控除の明細書・医療費通知(医療費の領収書の提出は不要)
 - ⑥ 寄附金受領証明書
 - ⑦ 障害のある方については、身体障害者手帳等
- ※なお、印鑑は不要ですが、代理申告の場合等については、お住まいの市町にご確認ください。

〔新型コロナウイルス感染防止対策〕

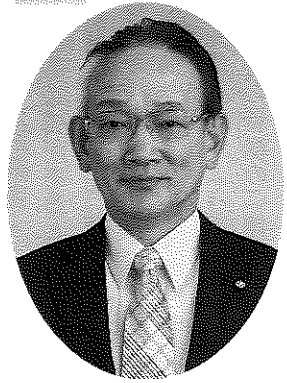
新型コロナウイルス感染防止対策として、各申告会場では、受付での検温・手指消毒の実施・換気のための窓の開放、会場内への入場制限等を行いますので、ご協力をお願いします。

●お問合せは、令和五年一月一日にお住まいの各税務担当課へ

- 若松区役所 ☎ 761-4182 (直通)
 中間市役所 ☎ 246-6238 (直通)
 芦屋町役場 ☎ 223-3534 (直通)
 水巻町役場 ☎ 201-4321 (内線 111・112)
 岡垣町役場 ☎ 282-1211 (内線 271・272)
 遠賀町役場 ☎ 293-1237 (直通)

法人会

謹賀新年



岡部憲昭会長

新年、明けましておめでとうございます。
二〇二三年の年頭にあたりまして、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

皆様におかれましては、日頃から若松法人会の活動に對しまして多大なるご支援ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年の若松法人会は三年目となる新型コロナウイルスが依然猛威を振るう中、感染防止に留意しながらさまざまな活動を実施してまいりました。

「夏の夕べ」や「バス研修」をはじめとする各種事業活動においては多少規模を縮小して実施したのもありましたが、定時総会、理事会、委員会、支部会におきましてもコロナ前と変わらず実施できました。

なかでも「夏の夕べ」につきましては開催時期を例年通りの夏に戻して開催し、「バス研修」は人数を縮小し、「新設法人説明会」は申込制にするなどして、それぞれ三年ぶりに実施することができました。

このように各種事業活動や定時総会などがほぼ例年どおり開催できたことはひとえに会員の皆様方のご理解ご協力とともに、会運営にご尽力いただいた本会役員及び会員の方々のご尽力の賜物であると心から感謝と敬意を表する次第です。

当面は見えない敵との戦いの長期化が予想されますが、これからも会員の皆様から信頼される組織で在り続けるために、諸事業を推進して参りたいと考えておりますので、本年も「一層のご指導・ご鞭撻を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

結びに、新しい年が会員の皆様にとりまして、輝きと飛躍に満ちた年となりますことを心よりお祈り申し上げます。年頭のごあいさつとさせていただきます。

令和四年度 中学生の「税についての作文」

若松法人会 会長賞

北九州市立 洞北中学校 三年

添田 天音

そのたった一言で。

「この税金泥棒！」
テレビ画面から衝撃的な言葉が聞こえてきた。私はこの言葉の意味がわからなかった。

なぜ私達の為に一生懸命働いてくれている警察官の人がこんな言葉を言わないといけないのだろうか。なぜ自分が悪い事をして正しくしてくれている人に対してそんな言葉を発する事ができるのだろうか。腹が立った。なぜなら泥棒とは、他人の物を盗み取る人の事を指すからだ。警察官、消防士、学校の先生を始めとする公務員の方々は、自分の利益を目的とせず私達の為に、時に命の危険を顧みず職務を全うされている。だからこそその日、テレビから聞こえて来た一言に心がモヤモヤして、腹立たしく思ったのかもしれない。

それから数年後自宅に新型コロナウイルスの予防接種の封書が届いた。私の身近な予防接種といえば、インフルエンザワクチンだ。ワクチンを打った後、会計で沢山の支払いをしている事を知っていたので、家族五人分を複数回打つとなると、大変な額になると心配になった。だが、全額公費。つまり全額税金でまかなわれると知ったとき、正直安心したし、とても税金を身近に感じなく、健康面でも支えとなっている事を知った。また、私が足を骨折して通院したとき、二回目から支払いがゼロになった。

これは、子ども医療費支給制度といひ、一カ月あたりの自己負担額が決められており、上限に達すると、その月は支払いがゼロになるという制度だった。

この制度を知った時に、数年前から引つかかっていたあの言葉を思い出した。「税金泥棒！」

一カ月の支払いが上限額に達した後、何度通院しても支払い額がゼロという事を悪用し不必要に通院することだつてできる。こういう税金の制度に甘え、悪用する事が「税金泥棒」であるのではないかと思った。つまり日々職務に向き合ってくれている公務員の方にこの言葉を浴びせるのではなく注意をされて文句を言い、職務の妨げとなる行為をしている本人こそがこの言葉を言われる立場なのではないかと思つた。

今までは、税金といえば、買い物をした時に支払う「消費税」しか身近に感じていなかったが、気付けば身のまわりはたくさん税金によって支えられているんだなと感じた。

税金による制度は使い方を誤れば、私自身も税金ドロボーになるかもしれない。身近にあるからこそ、正しく使える人になりたい。



添田 天音 さん

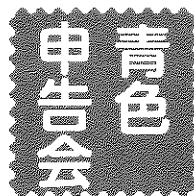
謹賀新年

今年も法人会の福利厚生制度の普及を通じて
会員企業とそのご家族の皆様へ
安心をお届けしてまいります
新型コロナウイルス感染症の終息を願うとともに
ご健康とご多幸をお祈り申し上げます
令和五年



(引受保険会社) **アフラック** 北九州支社
〒802-0005 北九州市小倉北区堺町1-2-16
十八銀行第一生命共同ビル8階

法人会用フリーダイヤル ☎0120-876-505
受付時間/9:00~17:00(土日祝日除く)



新年のご挨拶



若松青色申告会 会長

川井 和久

新年あけましておめでとうございます。

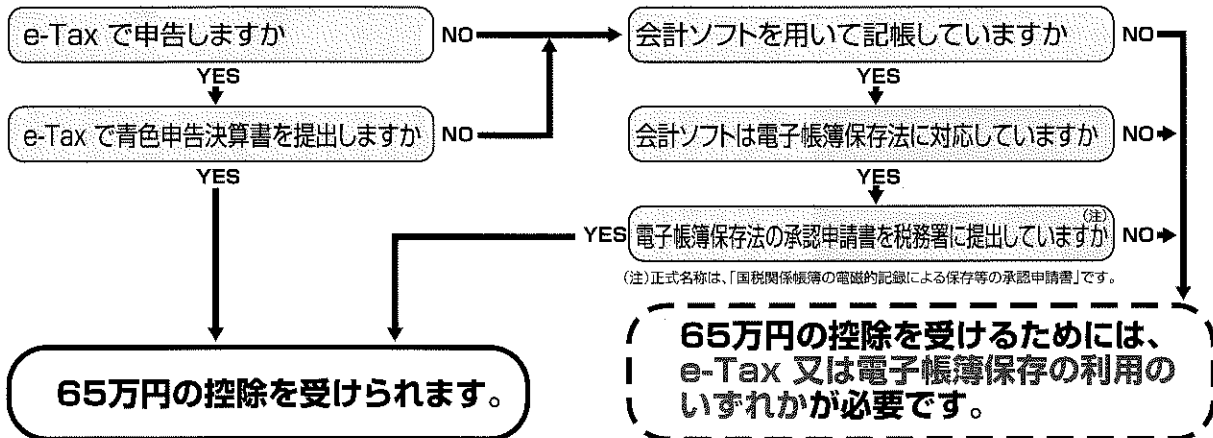
新型コロナウイルスの感染拡大から約三年が経過し、今年は久々に行動制限のない正月となりました。国の政策もウイズコロナの中で如何にして経済発展させるかを重点項目として、完全に方向転換をしたと思われま。その象徴がDX化です。特にITを使ったサービスや仕組みを浸透させることにより、ヒトやモノ及び企業を便利にしていく為のDX化は、今後更に加速していくことは明らかです。一方、業務の効率化・見える化等を目的にDXがどこまで進むかは不透明な点が多いのも事実です。私達の暮しが快適になれば大歓迎ですが、AIの導入によってお年寄りや機械に弱い人間が排除されるような進化は避ける必要があります。DX化は目的ではなく、あくまで手段であることを念頭に置きながら進化したいものです。

今年の干支は「癸卯」です。うさぎは活動的で干支では躍動や飛躍の象徴とされています。とりわけ「癸卯」は冬の時代を越えて希望が芽吹く年と言われています。希望を芽吹かせ飛躍するためには情報が溢れかえる現代の時代では鷹目兎耳となる必要があると痛切に感じます。未来に芽吹き花開くよう青色申告会の目的である税務の民主化と合理的な税制の確立に努め、皆様の事業の繁栄・生活の改善並びに福祉の増進にしっかりと取り組んでいきたいと考えています。今年も若松青色申告会の活動に例年同様変わらぬご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりますが、会員の皆様のご健康、事業の繁栄を祈念致しまして新年の挨拶とさせていただきます。

e-Tax 又は電子帳簿保存を行うと 65万円の青色申告特別控除 が受けられます

■65万円の控除を受けられるかチェック!



若松青色申告会役員



- | | | | |
|-----|--------|-------------|----------|
| 監事 | 小野 泰則 | 工藤 泰則 | 工藤税理士事務所 |
| “ | 小野 益博 | 小野税理士事務所 | |
| “ | 仁部 義宏 | 若松税務相談所 | |
| “ | 山田 政紀 | 住まいの安心ネット山田 | |
| “ | 高司 靖 | 高司税理士事務所 | |
| “ | 宇野 耕一 | 宇野税理士事務所 | |
| “ | 若松 清子 | 桜羊羹 福島屋 | |
| “ | 武石 健次 | 武石 工務店 | |
| “ | 小早川 敬義 | 岡垣町商工会 | |
| “ | 安部 和則 | 若松理容組合 | |
| “ | 田口 和博 | 田口税理士事務所 | |
| 理事 | 津田 文史朗 | 遠賀中間医師会 | |
| “ | 竹内 清二 | 税理士会若松支部 | |
| “ | 小早川 尚久 | 葵コーポレーション | |
| “ | 小山 洋明 | 若松 商連 | |
| “ | 三好 正一 | 三好 商店 | |
| 副会長 | 古賀 雅之 | 若松区医師会 | |
| 会長 | 川井 和久 | カワイ防水 | |

納貯連

中学生の「税」についての作文 若松税務署長賞

「命のバトン・笑顔のバトンをつなごう」

福岡県岡垣町立岡垣東中学校 三年 神吉 楓一

あなたは「税金」について考えたことがあるだろうか。僕は正直「税金」についてあまり考えたことがなかった。身近な税金と言えば「消費税」くらいしか思い浮かばない。そこで、母に「税金って何があるん？」「中学生の自分にはあんまり関係ないよね？」と聞いてみた。しかし、母から話を聞いて、僕の今あるこの命や笑顔はみんなの納めた「税金」のおかげだということを知った。

僕は母斑性細胞母斑という先天性の病気を持って生まれてきた。この病気は10%の確率で将来皮膚がんになる病気だ。背中いっぱいに大きなアザと毛があり、母が色々な病院を探して幼稚園の時に、とても大きな手術をした。この手術や治療にはほとんどお金がかかっていないそうだ。僕は不思議でしかたなかった。そこで母に「それが税金と関係あるん？」と聞いてみた。すると母は僕に「子ども医療助成制度や高額医療制度って知ってる？」と質問してきた。「知らん。」という僕に母は「一緒に子ども医療助成制度についてインターネットで調べてみよう。」と言った。調べてみると、

この医療制度の財源の多くは、「税金」からだということが分かった。母は続けて僕にこう話してくれた。「多くの人たちの税金のおかげで、命や笑顔が今あるんだよ。感謝せね。だから、大人になったら今度はあなたが誰かの命や笑顔のバトンをつなげるように、しっかり恩返しをしていこう。」

令和4年度 中学生の「税」についての作文「受賞者」

全国納税貯蓄組合連合会会長賞
支え合いの輪

洞北中学校 三年 久保田 凜

福岡県知事賞

税と共に生きること

芦屋中学校 三年 花田 朋香

若松税務署長賞

「復興特別税について」

高須中学校 三年 長友 志穂

命のバトン・笑顔のバトンをつなごう

岡垣東中学校 三年 神吉 楓一

福岡県北九州西県税事務所長賞

税金で守られる命

遠賀中学校 三年 篠原 遼大

北九州市長賞

今、できること

向洋中学校 三年 彌永 春奈

北九州市議会議員賞

税と共に歩んできた人々

若松中学校 三年 石田 凜空

母から言われたこの言葉は、「税金」について何も知らずに生きてきた僕に、感謝の気持ちを生生えさせてくれた。

今の僕にできることは何だろう。身の周りには他にもたくさん「税金」が使われている。学校の机やイス、体育の道具や教科書にタブレットなど。僕はまず、これらを大切に使うと思った。健康にも気をつけ、病院に少しでもかからないようにしようとも思った。将来、周りの人たちに恩返しができるよう、一生懸命勉強して立派な大人になり、少しでも多くの「税金」を

納めよう。僕一人の「税金」はちっぽけなものかもしれないが、それが集まれば多くの財源となり、助け合うことができるのだから。これから先も「子ども医療助成制度」や「高額医療制度」など人の役に立つ「税金」の制度がずっと続いてほしい。今の自分にできることは何だろうと、日々「税金」について考えながら、行動していこうと思う。命のバトン・笑顔のバトンをつないでくれた「税金」に、その税金を「納めてくれていて多くの人たち」に、ありがとうと感謝しながら。

北九州市教育委員会賞
鉄道と税

石峯中学校 三年 金村 将磨

若松区長賞

税金のありがたみ

二島中学校 三年 梅津 梨花

中間市長賞

税金の大切さ

中間中学校 三年 村上 梨緒

中間市教育長賞

税金の使い道を知って

中間北中学校 三年 高野 桧那

芦屋町長賞

税金の使われ方について

芦屋中学校 三年 松尾 琢磨

遠賀町長賞

命の百十九番通報

遠賀中学校 三年 近藤 典汰

税金の役割

遠賀南中学校 三年 古野 心誠

岡垣町長賞
自分達の未来のためにできること

岡垣中学校 三年 平林 智樹

日本の心臓となる税金

岡垣東中学校 三年 福井 梨花

水巻町長賞

つながる教科書とゼロ五つとEの文字

水巻南中学校 三年 上田 真緒

教育と税金

水巻中学校 三年 松水沙侖良

若松法人会会長賞

そのたった一言で。

洞北中学校 三年 添田 天音

若松税務署管内税務推進協議会会長賞

「税のない世の中」

中間南中学校 三年 浦野 結依



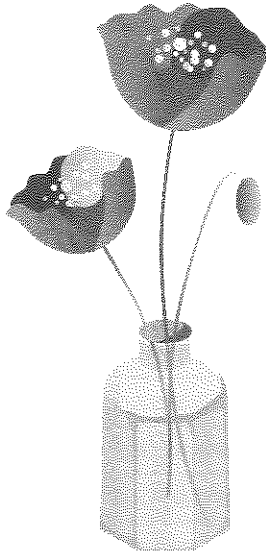
間 税 会

「税の標語」優秀作品決まる

間税会では、租税教育推進の観点から「税の標語」の募集活動にも取り組んでいます。

募集は、平成五年から実施していますが、第三十回目となる令和四年度も、一般社団法人大蔵財務協会の後援の下に、間税会員、その家族や知人などのほか、小・中学校及び高等学校を通じてその生徒、さらには、インターネッ
トにより広く一般の方を対象にして募集した結果、多数の応募がありました。

この応募作品について、厳正な審査を経て、最優秀作品一点、優秀作品四点、佳作作品十一点、合計十五点の優秀作品が決まりました。



最優秀賞

税金を納める義務と知る責任

世田谷区立奥沢中学校

松尾 空

優秀賞

スマホでも 簡単納税 新時代

岐阜県立岐阜商業高等学校

酒井 菜帆

知ろう学ぼう 興味を持つと 暮らしを支える 税のこと

能美市立寺井中学校

中出 伊織

知らずに納める税よりも 正しく学んで納める税

愛知県名古屋市

宮田 彩菜

公平で正しい納税 インボイス

東京都北区

山口 三美

佳作

日本を支える消費税 しっかり学んで正しい納税

世田谷区立松沢中学校

青木 優空

インボイス 新たな仕組みきちんと対応

茨城県土浦市

倉川 幸江

税金は暮らしを支える 社会の会費 役割知って正しく納税

本庄高等学校附属中学校

高柳 憧

納税は ネットで簡単 キャッシュレス

石川県立金沢商業高等学校

坪内 煌成

次世代に希望を託す 消費税

港区立青山中学校

保津 章太

TAXで 明るい未来 MAXに

御殿場市立御殿場中学校

江良 宙翔

インボイス みんなで学ぶ 新たな税制

富士吉田市立富士見台中学校

栗本 佳音

お互いの取引ハッキリ インボイス

愛知県名古屋市中区

知崎 伊吹

インボイス 正しく理解 正しく納税

三重県多気郡

西川 リエ

税の意義 知ろう学ぼう 伝えよう

千葉県松戸市

堀 卓

湯は水より出でて…

深々と冷え込む日が続く春の訪れが待ち遠しくなります。せめて自宅でゆつくりお風呂に浸かり温泉気分に入るのも一興ですが、せつかく九州にお住まいであればお気に入りの温泉を見つけてみるのは如何でしょうか。

という訳で今回は「温泉」についておさらいしてみよう。実は温泉は環境省が規定した温泉法でその利用等が定められています。温泉の掘削や装置の設置には都道府県知事の許可が必要なほか、利用に際しては十年に一度分析機関が行う成分分析及び禁忌症等の掲示が必要となっています。つまり、この成分分析表が無い施設は天然温泉では無い、という事になります。また、俗に言う源泉かけ流しでなくとも、湧出湯量が少なかったり湯温が低い場合など加温したり加水をしながらお湯を循環させる温泉でも一定の成分が認められれば天然温泉を謳う事ができます。但しこの循環式では濾過や消毒をする必要がある為、温泉の効能としては循環させない源泉かけ流しに一步劣ります。因みにかけ流しにも一〇〇%源泉かけ流しと源泉かけ流しの二種類あります。違いは一〇〇%源泉かけ流しが一切加水加温を認めていないのに対し後者は冷ますために水を加えたり逆に加熱をしたものです。

温泉法が定める成分としては硫黄や鉄分、二酸化炭素やヨウ素、ラドン等が一定量以上あるものと

されていますが、源泉の温度が摂氏25度以上であれば含まれる溶存物質が温泉法の成分を満たさなくても天然温泉と名乗れます。これは単純泉と呼ばれアルカリ性単純泉などがこれにあたります。しかし溶存成分が少ないことは身体に優しいので高齢者には適しているとも言えます。

では予備知識は程ほどにして早速温泉に出かけま



しよう。今回は福岡県下の温泉のみご紹介します。

福岡市南区にある博多温泉。福岡市内でありながらカルシウム・ナトリウム塩化物泉一〇〇%かけ流しです。もう少し南へ下って筑紫野市にある一日市温泉。一五〇年以上の歴史を持つアルカリ性低張性高温泉。こちらも源泉一〇〇%かけ流しです。宮若市の脇田温泉は江戸時代から温泉地として名を馳

せていました。アルカリ性低張性冷鉱泉なので加熱してありますが神経痛や筋肉痛に効果があるそうです。朝倉市の原鶴温泉と筑後川を挟んだ対岸のうきは市にある筑後川温泉は共に美人の湯として有名です。豊富な湯量とPH8.5以上のところとろした泉質は古い角質を落とし美白の効果もあるとされています。福岡県南部の筑後市にある船小屋温泉は矢部川のほとりにある静かな温泉地です。ここは珍しい含鉄炭酸泉で、温泉はもとより鉱泉場という飲用のための施設があります。飲むと薄めたソーダ水に錆びた鉄粉を溶かした様な何とも言えない味ですが慢性的便秘や胃カタル等に効果があるそうです。

ところで、温泉地で宿泊や飲食を含めた入湯をした場合は市町村が定めた入湯税がお会計に含まれています。入湯税による収入は温泉地の保護管理や観光の振興、消防活動に必要な施設の整備等に使用されます。

温泉に入る前には、しっかり水分補給をすることが大切です。これは入浴によって血圧が急上昇したり脳卒中や心筋梗塞のリスクを下げる効果があります。また入浴は足湯や半身浴も取り入れながら身体に負担をかけない入浴を心がけましょう。

湯は水より出でて水にあらずとは、平凡な人でも修行すれば非凡になる例えです。凡人の域を出ない私は、どう修行するか先ずゆつくりとお湯に浸かつて考えることにします。

～ 迎春 ～

能美雅昭税理士事務所

税理士 能美雅昭

北九州市若松区中川町3番25号

TEL (093)751-0705

FAX (093)751-5118

近藤邦雄税理士事務所

税理士 近藤邦雄

遠賀郡水巻町頃末南3丁目19番25号

TEL (093)201-5591

FAX (093)201-5592

小野益博税理士事務所

税理士 小野益博

北九州市若松区片山1丁目6-1-102号

TEL (093)791-7005

FAX (093)791-7006

堀江祐治税理士事務所

税理士 堀江祐治

北九州市若松区青葉台南3丁目6番4号

TEL (093)741-2765

FAX (093)741-2761

山根慎一税理士事務所

税理士 山根慎一

遠賀郡水巻町中央9-26-2F

TEL (093)863-0175

FAX (093)863-0176

澤田一弘税理士事務所

税理士 澤田一弘

北九州市若松区青葉台西5丁目17番2号

TEL (093)555-1894

FAX (093)776-1058